

第七次草加市高年者プラン

第7期草加市介護保険事業計画

第8期草加市高年者福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

素案

(概要版)

平成29年12月
草加市

計画策定の趣旨等

「草加市高年者プラン」は、高年者*1が健康で生きがいに満ちた生活が送れるよう、また、介護が必要な状態になっても介護保険等のサービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、草加市が策定する高年者の福祉に関する総合的な計画です。

このため、第六次草加市高年者プラン（以下「第六次高年者プラン」といいます。）に引き続き、団塊の世代*2がすべて75歳以上の後期高齢者になる平成37年までの中長期的な視点で、医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組の指針として、今回、新たに、第七次草加市高年者プラン（平成30年度から平成32年度。以下「第七次高年者プラン」といいます。）を策定します。

本市の現状から見えてくる課題（重点課題）

（1）介護予防と生活支援の推進

高年単身者世帯や高年者夫婦のみ世帯の増加や、心身機能の低下により支援を必要とする高年者の増加が見込まれることから、買物や掃除などの家事支援、見守り・安否確認、地域におけるサロン活動の開催など、多様な生活支援や高年者が自ら介護予防に取り組める環境を整備していく必要があります。

本市では、平成26年の介護保険法の改正により、NPO法人やボランティア等の多様な主体による生活支援や、介護予防サービスの提供体制の整備を進めるとともに、地域に不足するサービスの創出や担い手を育成する「生活支援コーディネーター」を配置したほか、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組みを推進するための「協議体」を設置し、関係機関との情報共有や連携の強化に取り組んでいます。

引き続き、高年者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していけるよう、こうした取組をそれぞれの日常生活圏域で進め、身近な地域でそれぞれのニーズに合ったサービスを提供できる体制の整備を推進します。

（2）在宅医療・介護連携の推進

高齢化の進行に伴い、本市においても75歳以上の後期高齢者が今後著しく増加し、平成32年には前期高齢者を上回るものと予測されています。高年者は加齢により、慢性疾

*1 高年者…65歳以上の人。

*2 団塊の世代…昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）にかけて生まれた世代。第1次ベビーブーム世代。

患による医療を受ける比率や要介護の認定率が高まることから、医療と介護を同時に必要とする高年者も少なくありません。

本市では、平成 27 年 10 月に在宅医療サポートセンターを設置し、在宅療養を希望する高年者や家族からの相談に応じるほか、医療関係者と介護関係者の連携支援を行い、医療と介護を必要とする高年者が可能な限り住み慣れた地域において、継続して日常生活を営むことができるよう取り組んでいます。

その一方、本市が平成 28 年 12 月から平成 29 年 1 月にかけて実施した実態調査では、半数以上の高年者が終末期を自宅で療養したいと希望しているものの、自宅での療養により家族に介護負担が生じることや、どのような介護や医療を受けられるかわからないなどの理由から、在宅療養を実現できると回答した人は多いとはいえませんでした。また、ケアマネジャーに対する調査では、連携が十分に進んでいない理由として、医療関係者と介護関係者の双方に互いの知識や制度に関する理解が不足していることが挙げられています。

高年者が介護だけではなく、医療が必要になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けていくためには、病院からの退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、医療関係者と介護関係者が連携しながら支援する必要があります。そのため、引き続き、草加八潮医師会・草加歯科医師会・草加市薬剤師会や介護関係者と協働しながら、在宅医療と介護の連携を推進します。

(3) 認知症高年者支援の充実と成年後見制度の利用促進

認知症を有する高年者の増加が見込まれる中、認知症施策を一層推進するため、平成 29 年の介護保険法の改正では、新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）の基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）が介護保険制度に位置付けられました。

高年者の認知症への関心は高く、実態調査では 80%以上の高年者が認知症に関心があると回答しています。また、認知症や精神・知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を法律的に支援する「成年後見制度」の認知状況については、50%以上の高年者が制度の内容については知らないと回答していることから、引き続き制度の周知が必要です。

本市においても認知症高年者の増加が見込まれており、平成 37 年には高年者人口に占める割合が 10%を超えることが予測されるため、第六次高年者プラン期間中に認知症高年者や家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の設置や、認知症施策や事業の企画調整等を行う「認知症地域支援推進員」を配置したほか、「オレンジカフェ（認知症カフェ）」を定期的に関催し、介護者の負担軽減や情報共有等を行っています。

引き続き、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、良い環境で暮らし続けることができるよう、第六次高年者プラン期間中に開始した支援の充実を図るとともに、成年後見制度の周知及び利用を促進します。

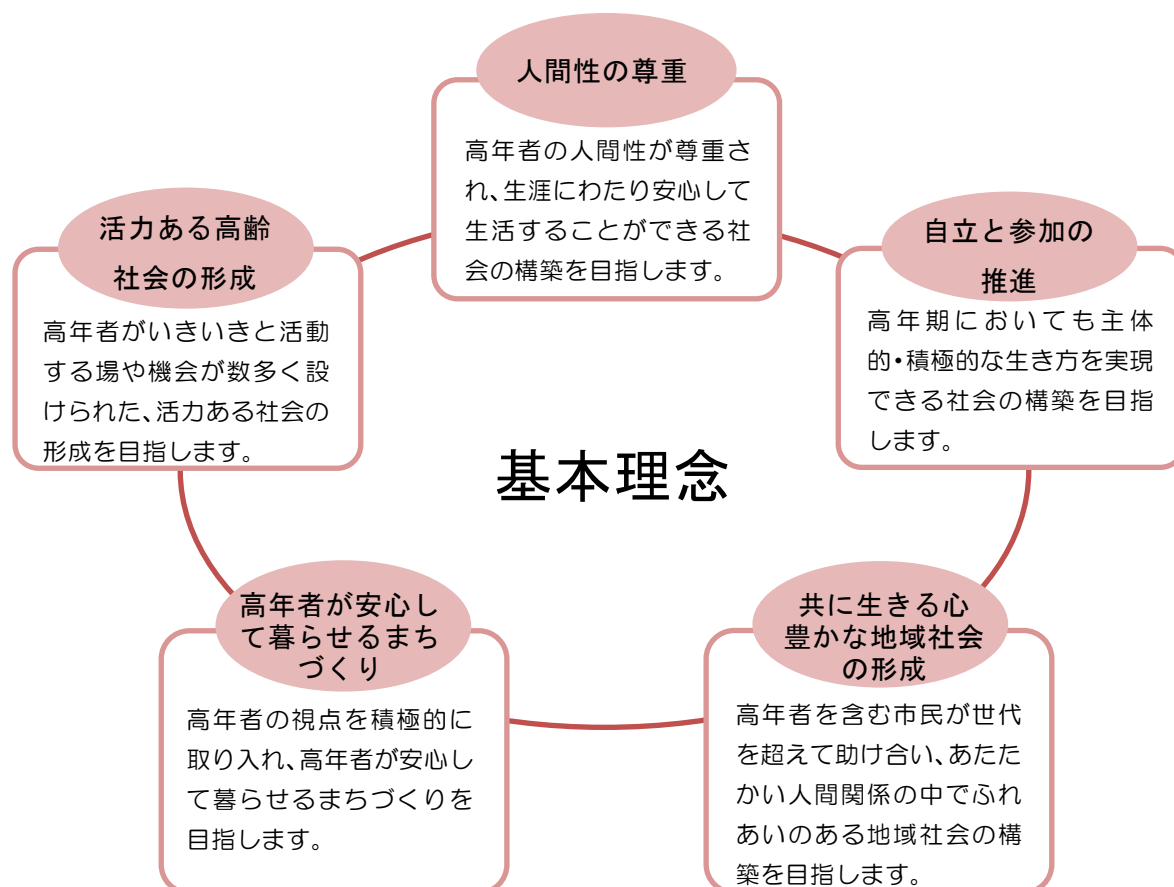
(4) 介護者支援の充実

介護保険制度の創設とその後の介護サービスの充実により、家族介護者の負担は軽減されたものの、いまだ介護に伴う心理的負担や孤独感を感じている人は少なくありません。また、高年者の心身の状況や介護者の職場環境によっては、介護と仕事を両立できず、離職せざるを得ないこともあります。実態調査の結果からは、約2割の家庭で家族介護者のうちの誰かが過去1年間に介護を理由に仕事を辞めたり、転職したりしていることが明らかになりました。

現在、国では介護離職を防ぐために柔軟な働き方の確保を進めるとともに、必要な介護サービスの整備や介護人材の確保・育成に取り組んでいます。本市においても、家族介護者の不安や悩みに応える相談支援の充実を図るとともに、必要な介護サービスや介護休業制度を速やかに利用できるよう、周知等に努めます。

基本理念

第七次高年者プランは、第四次草加市総合振興計画基本構想、草加市都市計画マスタープラン及び各個別計画との整合を図り、第六次高年者プランに引き続き、次の5つの理念を掲げます。



基本方針及び基本目標

本計画の5つの基本理念の実現に向けて、7つの基本方針とその具体的方向性を示すための基本目標を設定します。

基本方針1 地域における支援体制の確立

高年者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた条件整備を積極的に推進していくほか、災害時の支援体制の整備や防犯対策、高年者の身体的な機能の低下等に配慮した住宅や都市環境の面での安全性、快適性を確保していきます。

【基本目標と主な事業】

基本目標1 地域支援協力体制の整備

- | | |
|--------------|----------------|
| ①日常生活圏域の設定 | ②地域包括支援センターの運営 |
| ③草加市社会福祉協議会 | ④草加市社会福祉事業団 |
| ⑤市民活動センターの取組 | |

基本目標2 安全・安心なまちづくりの推進

- | | |
|----------------------|---------------|
| ①災害時に支援を必要とする人の把握と支援 | |
| ②高年者に配慮した防犯知識の普及・啓発 | |
| ③地域ぐるみの防犯活動の支援 | ④交通安全知識の普及・促進 |

基本目標3 福祉のまちづくりの推進

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| ①ユニバーサルデザインの推進 | ②安心して利用できる歩行空間の確保 |
| ③将来にわたり利用可能な公共交通ネットワークの構築 | |
| ④公共的建築物のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進 | |
| ⑤市の建築物のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進 | |

基本方針 2 自立支援、介護予防・重度化防止と生活支援の推進

高年者がいつまでも元気な生活を維持し、できる限り要支援・要介護状態にならないようにするため、また、介護が必要となった場合でもその状態が重度化しないよう、介護予防に関する普及啓発や通いの場の充実等に取り組みます。

併せて、地域共生社会の実現を目指し、世代を超えて住民が共に支え合う地域づくりを進めるとともに、生活上様々な支障が生じて、高年者が尊厳を保ちながら安心して暮らすことのできる社会基盤の整備に努めます。

【基本目標と主な事業】

基本目標 1 高年者の自立支援と介護予防・重度化防止

- ①地域ケア会議
- ②介護予防把握事業
- ③介護予防普及啓発事業
- ④地域介護予防活動支援事業（ジャンプ教室）
- ⑤高年者健康づくり協働支援事業

基本目標 2 生活支援と介護予防サービスの基盤整備の推進

- ①生活支援コーディネーター及び協議体
- ②介護予防・生活支援事業（総合事業）

基本目標 3 日常生活の支援

- ①ねたきり老人手当
- ②訪問理容サービス
- ③寝具洗濯乾燥消毒サービス
- ④配食サービス
- ⑤高年者・障がい児（者）移送サービス事業
- ⑥生活管理指導短期宿泊
- ⑦ちょこっと手助けサービス
- ⑧おしゃべりボランティア

基本目標 4 住環境の整備

- ①高年者の住まいに関する情報提供等
- ②市営住宅等への入居支援
- ③養護老人ホームへの入所措置
- ④要介護者のための施設の整備

基本方針3 在宅医療・介護連携の推進

慢性疾患等により医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高年者の増加が見込まれることから、住み慣れた地域において日常生活を継続できるよう、草加八潮医師会と協働して退院支援、療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面における医療関係者と介護関係者の連携を推進します。

【基本目標と主な事業】

基本目標1 在宅医療・介護連携推進事業の実施

- (ア) 地域の医療・介護のサービス資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題抽出と解決策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- (エ) 在宅医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

基本目標2 医療体制の整備

- ①救急医療体制の整備
- ②医療・救急情報管理システム事業
- ③高年者等予防接種事業

基本方針 4 認知症高齢者支援の充実と権利擁護の推進

認知症の早期発見・早期対応に努めるとともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるよう、認知症の容態の変化に応じて、随時・適切に切れ目のない保健医療サービスや福祉サービスが提供される体制の整備、医療関係者及び介護関係者の認知症対応力の向上、権利擁護の取組の推進等に努めます。

【基本目標と主な事業】

基本目標 1 意識啓発と早期対応の促進

- | | |
|-------------|---------------|
| ①意識啓発活動の推進 | ②認知症検診事業 |
| ③認知症地域支援推進員 | ④認知症初期集中支援チーム |
| ⑤認知症予防教室 | |

基本目標 2 認知症高齢者の家族への支援

- | | |
|-------------------|--------------|
| ①認知症に関する相談体制の確立 | ②徘徊高齢者家族支援事業 |
| ③認知症高齢者家族やすらぎ支援事業 | |

基本目標 3 権利擁護の推進

- | | |
|-------------|--------------|
| ①成年後見制度利用支援 | ②あんしんサポートねっと |
| ③高齢者虐待防止の推進 | |

基本方針 5 介護者支援の充実

家族介護者の身体的、経済的な負担軽減のための取組を周知するとともに、相談の機会の拡充や情報提供の充実など、市として家族介護者に対する支援を強化します。

同じ悩みを抱える家族介護者との交流により、心理的な負担の軽減を図るとともに、経済的な負担の軽減や地域における見守りネットワークの構築を推進します。

【基本目標と主な事業】

基本目標 1 介護者支援の充実

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ①おむつ支給 | ②徘徊高齢者家族支援事業（再掲） |
| ③あんしん見守りネットワーク事業 | ④認知症高齢者家族やすらぎ支援事業（再掲） |
| ⑤住宅改修支援事業 | ⑥介護者のつどい |

基本方針 6 高年者の社会参加の促進

高年者が充実した生活を送ることができるよう、就業環境の整備、地域活動への参加、学習・余暇活動等による社会参加の場を広げるとともに、福祉の担い手としてボランティア活動や地域福祉活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

【基本目標と主な事業】

基本目標 1 就業機会の確保

- ①シルバー人材センターの活用と展開
- ②高年者の雇用確保の推進

基本目標 2 社会参加・交流の促進

- ①高年者福祉センターの充実
- ②生きいき元気サロン
- ③平成塾
- ④高年者学級
- ⑤すこやかクラブ活動の支援
- ⑥ボランティア活動の支援
- ⑦地域交流活動の支援

基本目標 3 敬老事業の実施

- ①敬老祝金支給事業
- ②敬老会事業
- ③金婚式事業

基本方針 7 介護保険事業の円滑な実施

高齢者が要支援・要介護状態になっても、その状態に応じた介護サービスが計画的に提供され、自立した日常生活を営むことができる体制を整備します。また、介護サービスの需給関係を正確に見極めて保険料を算出するとともに、だれもが安心して介護サービスを利用できるように、低所得者に対する経済的な配慮、介護サービスの質の向上等に努めます。

【基本目標と主な事業】

基本目標 1 居宅サービス・介護予防サービス

- ①訪問介護
- ②通所介護
- ③短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- ④居宅介護支援・介護予防支援

基本目標 2 地域密着型サービス

- ①認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- ②認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

基本目標 3 施設サービス

- ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ②介護老人保健施設（老人保健施設）
- ③介護療養型医療施設（療養型病床群等）
- ④介護医療院

基本目標 4 広域型施設と地域密着型サービスの整備方針

- ①広域型施設の整備
- ②地域密着型サービスの整備

基本目標 5 地域支援事業

- ①介護予防・日常生活支援総合事業
- ②包括的支援事業
- ③任意事業

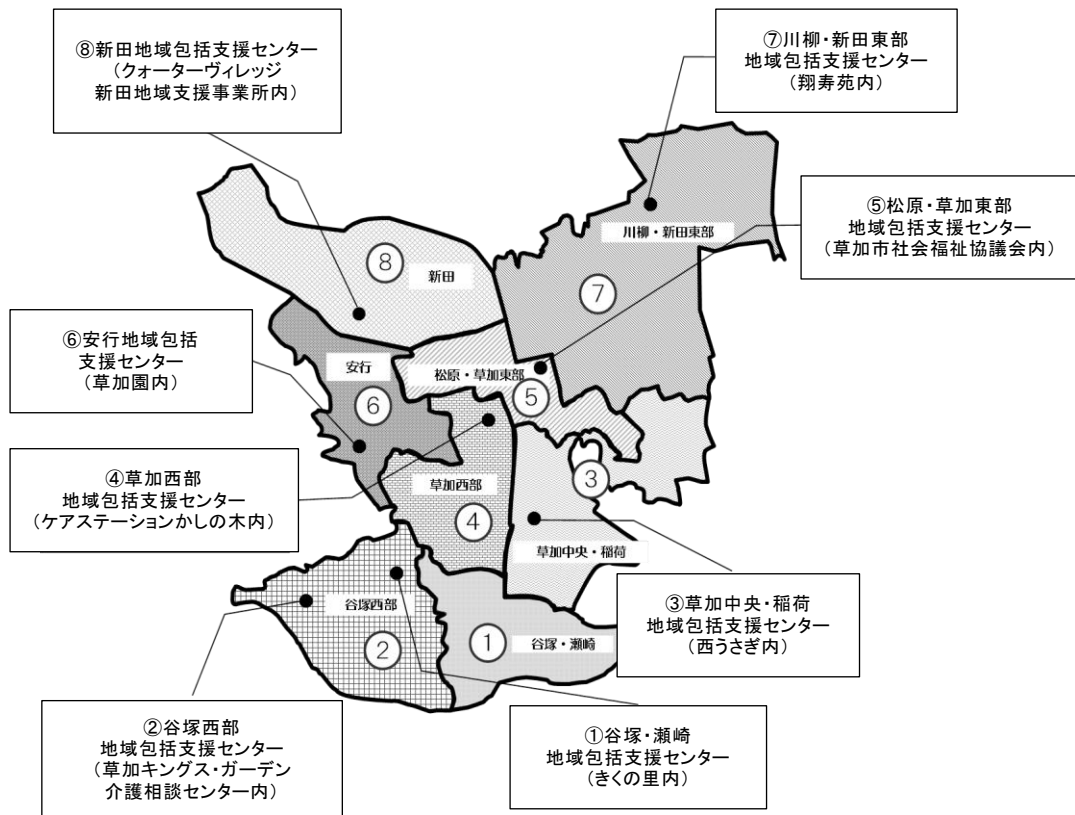
基本目標 6 介護保険料の算出

- ①給付費総額の算出方法
- ②総給付費の算出
- ③介護保険料の算出

基本目標 7 被保険者の費用負担に関する経済的支援策

- ①保険料所得段階の設定
- ②その他の負担軽減に関する施策

本市の日常生活圏域図



圏域	町名
①谷塚・瀬崎	瀬崎1～7、谷塚1～2、谷塚町
②谷塚西部	谷塚上町、谷塚仲町、両新田東町、両新田西町、 新里町、柳島町、遊馬町
③草加中央・稲荷	神明1～2、住吉1～2、高砂1～2、手代町、 吉町1～5、稲荷1～6、中央1～2
④草加西部	草加1～5、西町、氷川町
⑤松原・草加東部	松原1～5、栄町1～3、松江1～6
⑥安行	原町1～3、北谷1～3、北谷町、小山1～2、 花栗1～4、苗塚町
⑦川柳・新田東部	柿木町、青柳1～8、青柳町、八幡町、中根1～3、 弁天1～6
⑧新田	新栄1～4、長栄1～4、清門1～3、旭町1～6、 金明町、新善町